

別表4 国税（法人税・所得税）との違い

項 目	地方税上の取扱い (固定資産税(償却資産))	国税上の取扱い (法人税・所得税)
償却計算の基準日	1月1日(賦課期日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	原則として、『固定資産評価基準(*)』に定める減価率によります。 (13ページ「11 傷却資産の評価と課税など」を御参照ください。)	<p>【平成19年3月31日以前に取得】 • 建物 : 旧定額法(一部例外有) • 建物以外: 旧定率法、旧定額法等の選択方式</p> <p>【平成19年4月1日～平成28年3月31日に取得】 • 建物 : 定額法 • 建物以外: 定率法、定額法等の選択方式</p> <p>【平成28年4月1日以後に取得】 • 建物及び構築物、建物附属設備 : 定額法 • 上記以外: 定率法、定額法等の選択方式</p>
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認めない	認める
特別償却・割増償却 即時償却 (租税特別措置法)	認めない	認める
中小企業者等の少額資産の 損金算入の特例 (租税特別措置法)	認めない	認める
増加償却	認める	認める
評価額の最低限度額	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)
改良費	区分評価	一部合算可

(*)『固定資産評価基準』: 地方税法第388条に基づく総務大臣の告示のこと